

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-124
処分の種類	特別緑地保全地域における原状回復命令			
根拠法令条例等・条項	都市緑地法第15条			
処分の概要	特別緑地保全地域における要許可行為の無許可実施者又は許可条件違反者に対する当該特別緑地保全地域保全上の障害排除のための原状回復等措置命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難。)			
基準の制定根拠	—			